

## 1 宝塚市パークマネジメント計画の概要

市内の公園・緑地は、整備してから長期間経過した公園等が多く、これまで地域の公園アドプト団体との協働などにより、維持管理に努めてきました。

しかし、公園等を取り巻く社会環境が変化し、公園等に対する市民ニーズも高度化・多様化してきており、単に維持管理するだけでなく、公園を交流の場、にぎわいの場としてとらえ、より積極的に活用していく必要があります。

また、人口減少社会の到来、少子高齢化の進行などを踏まえ、本市においても子ども達や子育て世代、高齢者などが安心して利用できる公園等の再整備が求められています。

こうしたことから、子育て世代などのニーズに即した公園等の再整備、幅広い民間活力の導入や民間のアイデアによる公園等のにぎわいづくりや運営、また、市民協働による公園等の積極的な利活用や維持管理などについて必要な体制づくりや仕組みの基本方針を策定し、基本方針に基づき、市内の公園区(小学校区単位)に広く展開することやシビックゾーン民間活力導入などの市域における重点プロジェクトを進めるための具体的な計画を策定するものです。

なお、本計画策定の中で、都市計画公園・緑地の見直しや街路樹管理計画についても併せて検討、策定を行います。

## 2 他都市の事例

### ① 大阪府吹田市(大規模公園における※パーク・PFI 制度や指定管理者制度の導入)

吹田市では、公園の魅力向上を図るため、指定管理者制度を導入し、地域の実情に応じたきめ細やかな管理運営を行うとともに、パーク・PFI 制度を活用し、市の費用負担を抑えつつ民間の創意工夫による高質な便益施設などの整備を行っています。

江坂公園と桃山公園の2公園は、昨年7月から20年間の指定管理事業を開始しており、パーク・PFI 制度でレストランやカフェ、パークセンター、駐車場の新設、古くなったトイレや休憩所、遊具の更新などを行っているところです。

また、管理運営において、事業者から公園協議会の設置や利用促進プログラムの提供、マルシェやフェス、キッチンカーなどの自主事業の実施が提案されています。

### ② 西東京市(地域に身近な中小規模公園の官民連携の推進)

西東京市では、一定の区域にある大小様々な約50箇所の公園を一括して指定管理しています。西東京市の特徴として、事業者の公募において、市民協働のノウハウを持った人材の配置を条件にするなど、市民協働の推進を最も重要な目的としており、エリア全体を包括的に管理することで、公園をキーワードにしたまちづくりや※エリアマネジメントを意識した地域の活性化も期待でき、市民協働も効果的に推進できるものです。

(参考)

※パーク・PFI 制度(公募設置管理制度)について

パーク・PFI 制度は、飲食店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用して、一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。公募対象公園施設を設置し、運営しやすくするため、設置管理許可期間の特例等の緩和措置が適用されます。

民間資金を活用した都市公園の整備・管理手法として、平成29年の都市公園法の改正に伴い新たに設けられました。

### 条件 園路、広場等の公園施設(特定公園施設)の整備を一体的に行うこと

- ・公募対象公園施設を設置、管理する者は、園路、広場等公園管理者が指定する公園施設をあわせて整備することが必要
- ・特定公園施設の整備費は、公募時の条件で、全額事業者負担とすることも、公園管理者が一部負担とすることも可能

### 特例1 設置管理許可期間の特例(10年→20年)

<制度を活用した公園整備イメージ>

- ・公募設置等計画の認定の有効期間は20年
  - ・その期間に許可申請があった場合は設置管理の許可を与えなければならない
- (設置管理許可の期間の上限は10年のままだが、認定期間(上限20年間)内は更新を保証)



### 特例2 建蔽率の特例(2%→12%)

- ・通常、飲食店、売店等の便益施設の建蔽率は2%
- ・公募対象公園施設については、休養施設、運動施設等と同様に10%の建蔽率上乗せ

### 特例3 占用物件の特例

- ・認定公募設置等計画に基づく場合に限り、自転車駐車場、看板、広告塔を「利便増進施設」(占用物件)として設置可能

※エアーマネジメントについて

「エアーマネジメント」は、特定のエリアを単位に、公園を地域活動の場として活用するなど、都市の公共的な空間の活用により、まちの質を高め、多様な主体がまちづくりや地域経営(マネジメント)を積極的に行う取り組みです。

### エアーマネジメントのイメージ

